

国立国語研究所共同利用推進センター規程

令和 4年 4月 1日
国語研規程第92号
改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）第22条第3項に定める共同利用推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、言語研究のための高品質な言語資源、各種研究情報、研究資料、研究成果等の日本語・日本語教育研究のインフラ整備を組織的に推進し、日本語研究の共同利用に供することで、研究の向上に寄与することを目的とする。

(任務)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 共同利用の推進に関すること。
- (2) 各種研究情報の収集・保存・共有に関すること。
- (3) 各種研究資料の移管・保存・公開に関すること。
- (4) 各種研究成果の受入・管理・公開に関すること。
- (5) 研究図書室の管理・運営に関すること。
- (6) 研究資料室の管理・運営に関すること。

(7) その他研究所の言語資源の共同利用、研究情報、研究資料及び研究成果に関すること。

(ユニット)

第4条 センターに、第3条に掲げる任務を推進するための次に掲げるユニットを設置する。

- (1) 言語資源ユニット
- (2) 研究図書室ユニット
- (3) 研究情報ユニット

2 各ユニットは企画立案の検討、情報共有等のために、必要に応じて連絡会を置くことができる。

(職員)

第5条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) ユニット長
- (3) 研究教育職員（併任を含む。）
- (4) 事務職員（併任を含む。）
- (5) その他の職員

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、共同利用推進センター

運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所研究情報発信センター規程（国語研規程69号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。